



島根県報

令和5年8月25日（金）

号外第96号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の供用開始（2件）

（道路維持課） 2

告 示**島根県告示第575号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年8月25日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	186号	浜田市金城町上来原416番1地先から同401番9地先まで	メートル 186.60	令和5年 8月25日	浜田県土整備事務所	

島根県告示第576号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年8月25日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	高見出羽線	邑智郡邑南町高見466番5地先から同929番1地先まで	メートル 40.13	令和5年8月25日	県央県土整備事務所	
〃	仁摩邑南線	邑智郡邑南町高見465番1地先から同番5地先まで	39.27	令和5年8月25日		
〃	浜田作木線	邑智郡邑南町高見930番2地先から同465番6地先まで	100.00	令和5年8月25日		